

『要件事実マニュアル（第6版）第4巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所には誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
133 頁 2 行目	上記平等原則違反（上記 <u>ウ</u> ）	上記平等原則違反（上記 <u>c</u> ）
585 頁 2 行目	「事業性要件」（ <u>上記 I 1 参照</u> ）	「事業性要件」（ <u>労基 9</u> ）
703 頁 2 行目	<u>この支払</u> をした上で	<u>解雇予告手当金の支払</u> をした上で
705 頁下から 4 行目	除斥期間が <u>2</u> 年	除斥期間が <u>3</u> 年
705 頁下から 4 行目	（ <u>労基 114 ただし書</u> ）	（ <u>労基 114 ただし書, 附則 143 II</u> ）